

松浦武四郎生誕 200 年記念事業へのご協賛のお願い

松浦武四郎生誕 200 年記念事業実行員会及び松阪市では、平成 30 年に松浦武四郎が生誕から 200 年を迎えることを機に「松浦武四郎生誕 200 年」とふるさと「松阪」を広く P R し、全国から松阪市へ多くの方にお越しいただき、文化・人的交流、地域の活性化を図るとともに、松浦武四郎のさらなる顕彰へとつなげていきたいと考えています。

つきましては、事業所、商店、市民活動団体等、みなさんの活動の中で『松浦武四郎生誕 200 年記念事業』にご協力いただき、周知の輪を拡げていただきますようお願いいたします。

① イベントや事業への協賛名義などの使用

さまざまなイベントや事業において、チラシ・ポスター・名刺・社内報・機関紙・情報誌などの印刷物やホームページなどへ「松浦武四郎生誕 200 年記念」「協賛 松浦武四郎生誕 200 年記念事業」「松浦武四郎生誕 200 年記念事業を応援します！」などを入れていただき、記念事業の P R にご協力ください。(社内報、機関誌、情報誌にて特集を掲載していただける方に、必要に応じて武四郎に関する情報をご提供します。)

② キャラクターデザインの使用

みなさんによる記念事業の P R に関して、松浦武四郎生誕 200 年記念事業 P R 隊長「たけちゃん」のイラストを無料でご使用いただけます。

③ ステッカーの購入による協賛

ステッカーをご購入いただき、記念事業にご協賛いただける方を募集します。

1 枚 1 0 0 0 円 * 記念事業の財源として活用させていただきます。

(ステッカーは店舗や事務所、社用車などへ貼り付けて P R にご協力ください。)

上記①・②についてご協賛いただける方は、別紙の協賛申込書を、下記の申込み先に郵便・F A X ・メールにてご提出いただき、松浦武四郎生誕 200 年記念事業実行委員会が定める協賛取扱要綱(別紙)に基づき承認させていただきます。(承認させていただきました方や事業につきましては、松浦武四郎記念館ホームページの記念事業特設サイトへの掲載やリンクを登録させていただきます。なお、協賛取扱要綱第 3 条に掲げる条件を満たさない場合や、承認後に条件を満たさなくなった場合は、承認できないことや、承認を取り消し、キャラクターデザインの使用中止を求めることがあります。)

また、③についてご協賛いただける方は、松浦武四郎記念館及び松阪市役所 4 階の文化課にてお問い合わせいただけます。

【問合せ・申込み先】

松浦武四郎生誕 200 年記念事業実行委員会 (松浦武四郎記念館)

〒515-2109 三重県松阪市小野江町 383 番地

TEL 0598-56-6847 FAX 0598-56-7328 メール mail@takeshiro.net

※松阪市ホームページのトップページからもリンクがございます。

松浦武四郎生誕 200 年記念事業 協賛取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松浦武四郎生誕 200 年記念事業の趣旨に賛同し、協賛の申込みがあった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「協賛」とは、個人、団体、企業等が次の各号のいずれにも該当する事業等を実施し、松浦武四郎の生誕 200 年を広く周知し、記念事業の盛り上げに協力するものうち、松浦武四郎生誕 200 年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が承認するものをいう。

(対象事業)

第 3 条

- (1) 松浦武四郎生誕 200 年記念事業の方針や趣旨に沿うもの
- (2) 施行の日から記念事業が終了する日までに実施されるもの
- (3) 公序良俗に反しないもの
- (4) 宗教的又は政治的活動でないもの
- (5) 団体の組織、責任者が明確であるもの
- (6) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与していないもの
- (7) 法令等に違反しないもの又はそのおそれがないもの

(協賛の内容)

第 4 条 協賛の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 松浦武四郎生誕 200 年記念事業の協賛名義の表示
- (2) 松浦武四郎生誕 200 年記念事業 P R 隊長「たけちゃん」のキャラクターデザインの使用
- (3) 記念事業ステッカーの購入
- (4) その他実行委員会が承認する取り組み

(申込み)

第 5 条 協賛を申し込む場合は、松浦武四郎生誕 200 年記念事業 協賛申込書（様式第 1 号）を実行委員会に提出するものとする。ただし、前条第 3 号の協賛については、申込書の提出を省略するものとする。

(承認)

第 6 条 実行委員会は、前条の申込書が提出されたときは、その申請内容を審査し、承認するときは松浦武四郎生誕 200 年記念事業 協賛承認書（様式第 2 号）を交付するものとする。

2 実行委員会は、前項により承認したときは、松浦武四郎記念館ホームページへの掲載又はリンク登録を行うものとする。

3 実行委員会は、第 3 条の条件を満たさない、又は満たさなくなったときは、承認しない、又は承認を取り消し、キャラクターデザインの使用を中止することができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会の長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、記念事業が終了する日限りでその効力を失う。